

平成27年 2月 5日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書  
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成26年7月22日付け国近整琵琶占調第3号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 (左岸 5.2k+50m~5.8k+80m 付近)
主 な 施 設	多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、グラウンドゴルフ場②、駐車場、坂路、管理道路
申 請 者	守山市
占 用 面 積	34,152.40m <sup>2</sup>

## 記

### 1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。また今回、移動式トイレの増設を行う。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われている。また、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべき施設と判断する。これについては前回意見書（平成22年10月12日付け）においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており、改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は妥当とは判断できないと考える。しかし、地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理がなされていること、また地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行い、今後は下記に付す意見に対する実施が確実に行われることを期待する。

#### 【占用許可期限の更新についての意見】

- ① スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
- ② 上記意見の検討期間を2年とし、次回占用許可更新の際に、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

#### 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

- ① 親水空間としての具体的な利用方法として、前回計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、検討の余地はあると考えられることから、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。
- ② 申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受け止め、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう協働して改善されることを望む。

## 2. 検討の経緯

平成26年 7月22日  
平成26年12月24日

意見照会書の受理  
第46回委員会  
・ 占用許可施設の現地調査  
・ 河川管理者による占用許可申請説明書の説明  
・ 委員による占用許可施設の審議  
・ 委員による意見書（素案）の審議  
第47回委員会  
・ 委員による意見書（案）の審議

平成27年 1月27日

## 3. これまでに提出した意見書

平成19年 1月18日付け意見書  
平成21年 3月31日付け意見書  
平成22年10月12日付け意見書

以上